

ゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループ（第7回）

1 日時 令和2年3月16日（月） 13:00～14:30

2 場所 総務省第一特別会議室（8階）

3 出席者

○構成員

大橋主査、柿沼構成員、実積構成員、中尾構成員、林構成員、森構成員

○総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹村電気通信事業部長、今川総合通信基盤局総務課長、大村料金サービス課長、山路データ通信課長、梅村消費者行政第一課長、中溝消費者行政第二課長、中村料金サービス課企画官、福島データ通信課企画官、蒲生電気通信紛争処理委員会調査官、細野データ通信課課長補佐、大江データ通信課課長補佐

4 議事

- (1) ガイドライン（案）に対する意見募集の結果について
- (2) 意見交換
- (3) その他

【大橋主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまからゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループ第7回を開催いたします。本日、皆様お忙しいところ、また、大変なところお集まりいただきましてありがとうございます。

議事に入ります前に、事務局から資料について確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【細野データ通信課課長補佐】 事務局でございます。本日は一般傍聴はなしとさせていただいておりますが、音声のほうはウェブ等で配信をさせていただいております。あらかじめご了承ください。

それでは、まずは配付資料について確認をさせていただきます。皆様のお手元には座席表、議事次第、資料7-1から2まで及び参考資料、こちらを配付いたしております。ご確認いただき、不足などがございましたら、事務局までお伝えください。

特段不足などございませんでしたら、確認は以上で終了とさせていただきます。

【大橋主査】 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日のワーキンググループは、構成員6名全員のご出席となっております。どうぞよろしく願いいたします。

本日ですけれども、ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドラインに関する意見募集の結果ということで、その意見を踏まえて、取りまとめに向けた議論を行いたいというふうに思っております。

資料としては、事務局に意見募集の結果及び考え方、そして、ガイドラインの修正案もあわせて作成をしております。まず、事務局よりガイドライン（案）に関する意見募集の結果と考え方、そして、修正案についてまとめてご説明いただいて、それで、その後、意見交換をさせていただければと思います。

それでは、事務局からご説明のほう、よろしく願いいたします。

【細野データ通信課課長補佐】 事務局でございます。それでは、資料7-1、ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン（案）に対する意見募集結果をごらんください。

今回の意見募集は、本年の1月17日から本年2月15日まで行っておりまして、こちらのガイドライン（案）に対する意見の提出件数は18件ございました。うち法人、団体が11件、個人7件でございました。

こちらのほうについて、1枚おめくりください。3ページ目に入らせていただきます。こちらから、皆様方の意見と総務省の考え方について記載をさせていただいたものでございます。全般の構成でございますが、まずはガイドライン（案）全体に対する意見で、そのあとに、ガイドラインの目次にしたがいましてご意見を並べておりまして、最後に、その他という形で皆様のご意見を並べているという順番になっております。

それでは、まずは、その全体に対する意見のところから順にご説明をさせていただきます。

まずは、全体に対する意見、1番でございます。フェイスブック社からゼロレーティングに関して採用される枠組みが、日本だけではなくて、国際的な先例としても重要であって、フェイスブックとして中立性を強く支持しており、インターネットが全ての人に開かれていることが重要であるとしつつ、フェイスブック社としてのご意見をいただいております。

これに対する考え方といたしましては、基本的に、本ガイドライン（案）の賛同のご意見として承りますとしながら、本ガイドライン（案）の考え方として、もともと従量料金制ま

たは上限データ通信量を定めた定額料金制がとられている移動通信におけるゼロレーティングサービスを念頭に置いたものである、上限データ通信量を定めた定額料金においては、一般的に上限データ量通信量超過後も低速でのデータ通信が提供されていると認識しているとの考え方を示したものでございます。

2番目に入らせていただきます。2番目、KDD Iからいただいたものでございます。事業者が自由に活動できる環境の必要性というものに言及されていまして、ガイドライン（案）に関する随時検証を行い、適宜、適切に見直しを図ることが必要とのご意見をいただきました。

これに対しましては、本ガイドライン（案）は、もともと電気通信事業者とコンテンツ事業者等が適切かつ柔軟に連携してゼロレーティングサービス等を提供できる環境を整備する観点から行われた検討を踏まえて、取りまとめられたものでございます。また、本ガイドライン（案）にも、「今後の市場環境の変化等を踏まえ、適宜機動的に見直す予定」と記載しておりますので、その旨、考え方として記載させていただきました。

それでは、次、3番目に入ります。ここからがガイドライン（案）の目次に従って、ご意見いただいたものを並べたものでございます。3番目、在日米国商工会議所からいただいたものでございます。あるサービスが、ゼロレーティングと認められる、事業者によって認められるとすれば、同じようなサービスも認められるべきであるし、その場合、サービス提供者に金銭の負担を求めるべきではないといったようなご意見をいただいております。

これに対しましては、本ガイドライン（案）に記載のとおり、電気通信事業者が合理的な理由なく特定のコンテンツ等のみをゼロレーティングサービスの対象とすることによって、結果として消費者を差別的に取り扱うような行為については、事業法上問題となり得る行為として、例示をしているものでございます。また、同じくガイドライン（案）では、コンテンツ事業者が電気通信事業者に対価を支払うこと自体については、問題となり得る行為とはしていないのですが、それが、合理的な理由なく、過大なコスト負担を求めることで、中小規模の事業者等を実質的に排除することにより、結果として消費者を差別的に取り扱うような行為については、問題となり得る行為として例示をしたものという考え方をお伝えしております。

次のページに入ります。4番でございます。楽天モバイルからいただいた意見です。事業法等の運用の一層の透明化を実現することで、事業者等における予見性を向上させるなどによって、インターネット・エコシステム等の維持発展に貢献するものであると考えますと

いうご意見でございますが、こちらのほうは、基本的に案への賛同のご意見として承ります。

5番に入ります。こちらはフェイスブック社でございます。最初に、「総務省の見解に同意します」としながら、フェイスブック社のお考えについてのご見解を記載されているものがございます。こちらも、基本的には、ガイドライン（案）への賛同のご意見として承ります。また、ご意見については、今後の検討において参考とさせていただきますとしつつ、改めて、再度、ガイドラインの考え方について記載をしております。

ページをおめくりください。6ページ目、6番でございます。KDDIからいただいたご意見です。ゼロレーティングサービスにおける公正競争環境を確保する観点として、MNOの内部補助やグループ内の補助についてのみモニタリングが必要とする記載は適切ではないとのご意見でございます。

こちらのご指摘の箇所、例示ではございますが、考え方といたしましては、MVNOの事業分野には周波数の割り当てを受けたMNOのネットワークに接続することが必要であることを踏まえ、MNOとMVNO間の競争促進の観点から、特に留意点として記載したものとございます。また、ご意見を踏まえまして、一部修正をいたしました。

ページをおめくりください。7番でございます。KDDIからいただいたものです。利用者から事前の同意を得た上で、帯域制御を全ての利用者に対して適用している事業者が新たにゼロレーティングサービスの提供を開始した場合、このような場合は、新たに非利用者に対して影響を及ぼすものではなく、問題としないと考えるとのご意見でございます。

ご指摘のような場合であっても、我々としては、例えば、より強力な帯域制御等を行う場合や帯域制御等を行う時間帯を広げる場合などには、非利用者に対して影響を及ぼすものと考えられるため、原案のとおりとさせていただきました。

8番でございます。同じくKDDIからいただいたご意見でございます。品質という用語が多様な解釈が可能であり、さまざまな意味を有するとのご意見でございました。ご意見を踏まえて、「品質の低下」という部分に関しまして、一部修正を施しております。

9番でございます。個人の方から、競争の監視の方法などについてご意見をいただきました。

総務省といたしましては、電気通信市場検証会議のもとに、ネットワーク中立性に関するワーキンググループを設置し、ルールの遵守状況のモニタリングを行う予定としております。いただいたご意見は、今後の検討において参考とさせていただきますと記載しております。

10番でございます。全国消費生活相談員協会からご意見をいただいております。帯域制御の実施に対する利用者の理解を得るため、ネットワーク設備の増強の見込みや増強の考え方等について、丁寧に周知いただくことを望みます。また、帯域制御を極力行わないような通信環境の整備を求めます、とのご意見をいただいております。

こちらにつきましては、帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会が策定した帯域制御の運用基準に関するガイドラインのもとにおいても、トラヒックの増加に対しては、本来ISP等はバックボーン回線等のネットワーク設備の増強によって対処すべきであり、帯域制御はあくまでも例外的な状況において実施するべきものとされています。ご指摘の点につきましては、今後のモニタリング等の参考とさせていただきたいと思っております。

11番、12番でございます。個人の方からご意見をいただいております。本ガイドライン（案）では、途中、いわゆるスロットリングと不可逆圧縮をあわせて帯域制御と記載をしておるものがございますが、それに関して、重要な違いがあることのご指摘でございました。

こちらのご意見を踏まえまして、あわせて「帯域制御等」といった形でガイドライン（案）を修正させていただきました。

13番に入らせていただきます。KDDIからいただいたご意見でございます。こちらのほうは、合理的かつ明確なコンテンツの選定基準の公開に関するご意見でございまして、このようなコンテンツの選定基準を公開することまでを求めるのは適当ではないことのご意見をいただきました。

これに関しましては、選定基準を公開することにより、不当な差別的取扱いが行われる可能性が低くなると考えておりました、原案のとおりとさせていただきます。また、この場合と、後のほうにもございますが、「本項及び3における選定基準の公開」という言葉がございまして、ここは、公正競争を妨げるような形状の秘密等を公開することまで含んでいるものではございませんということ、改めて考え方として記載をさせていただきました。

次のページに入らせていただきます。14番でございまして、個人の方からゼロレーティングサービスに関するご意見をいただいておりますが、こちらのご意見については参考として承りたいと思っております。

15番、16番でございます。楽天モバイルと個人の方からご意見をいただいたものがございます。行為に関する調査について賛成をいただいているというものでございますので、本ガイドライン（案）への賛同のご意見として承りたいと思っております。

17番でございます。エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズからいただいたものでござ

ございます。全般的に賛同いただいているご意見と認識しておりますが、特に、一定規模以上の考え方について懸念するご意見をいただいております。

この「一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者」という記載につきまして、本ガイドライン（案）では、あくまでも参考となる一例を示したものでございます。具体的な措置を講ずるに当たっては、市場等における競争や消費者の選択に与える影響について、さまざまな要素を総合的に勘案して判断するとしています。また、この意見は、今後の検討において参考とさせていただきたいと思っております。

18番でございます。NTTドコモからいただいたご意見でございます。総合的に勘案して判断するため、市場の競争に与える影響等の調査を実施することが必要。調査自体は全ての電気通信事業者を対象とするのが適当とのご意見をいただいております。いただいたご意見につきましては、今後の検討において参考とさせていただきたいと思っております。

19番でございます。オプテージからいただいたご意見でございます。ガイドライン（案）に関する整理について、利用者利便の向上に資すると考えるため、賛同いたします。総務省においては、引き続き、電気通信市場の競争状況を注視いただくよう要望いたします、とのご意見等でございます。

これに関しましては、本ガイドライン（案）への賛同のご意見として承ります。ご指摘の点については、ガイドラインにおいて、「電気通信市場及びコンテンツ・プラットフォーム市場における健全な競争環境を確保する観点から注視が必要」と記載しておりますところ、今後の検討において参考とさせていただきたいと思っております。

20番でございます。こちらもおプテージからいただいたものでございます。記載の行為が電気通信市場等の競争に与える影響等、総合的に勘案いただくことで、MVNOが多様なサービスの開発の促進、ひいては、利用者の利便の向上に貢献できる市場環境を維持していただくことを期待いたしますとのご意見でございました。

こちらにつきましては、本ガイドライン（案）への賛同のご意見として承ります。また、MNOとMVNOの間の競争促進の観点から、ガイドライン（案）を一部修正いたしております。

21番に入ります。KDDIからいただいたご意見でございます。電気通信市場における競争や消費者の選択により大きな影響を与えることは、一定規模以上の利用者を有することのみに起因するものではないといったご意見でございます。

こちらに関しましては、一般的に、少数の利用者を有する電気通信事業者の行為と比較し

まして、多数の利用者を有する電気通信事業者の行為は電気通信市場における競争や消費者の選択により大きな影響を与えると考えられるために、原案のとおりとさせていただきたいと思えます。

22番でございます。中途の段落でございますKDDIからいただいたご意見でございますが、当該段落にございまして、報告を求め調査を行うこと、調査結果を総合的に勘案して判断すること、不当性が認められた場合は業務改善命令等を講ずる可能性があることといったことについて、この関係性が明確に読み取れるように修文をお願いしますというご意見でございます。

このご意見を踏まえまして、一部修正を施しております。

次のページに入らせていただきます。23番でございます。こちらはKDDIからいただいたご意見でございます。こちらなんです、ガイドラインの中に、1つ、例としまして、対象コンテンツ等の選定において、コンテンツ等の利用者数を基準とし、同一カテゴリーに属するコンテンツ等を提供する中小企業の事業者等を実質的に排除しているような場合には、合理的な理由とは認められないものと考えられるといった部分を踏まえまして、利用者数を相手事業者にヒアリングすること自体は問題とはならないことを確認させていただきたいというご意見でございました。

こちらにつきましては、いただいたご意見自体は、今後の検討において参考とさせていただきますが、こちらのほう、解説といたしまして、ゼロレーティングサービスを適切に提供するに当たって、コンテンツ事業者等から必要な情報を収集すること自体については、特に本項における問題となり得る行為とはしていないことを記載させていただいております。

24番でございます。KDDIから意見をいただいたものでございます。もともと例示として示していた、電気通信事業者が自己と同様のゼロレーティングサービスを提供する競争事業者を排除または弱体化させるために、適正なコストを著しく下回るような消費者向け料金を設定することについては、全事業者が対象となるので、削除するべきと考えるというご意見をいただいておりますが、ご指摘の箇所につきましては、MNOとMVNOの関係を踏まえ、想定される事例を挙げたものでございまして、原案のとおりとさせていただきたいと思えます。

25番及び26番、個人の方から、通信の秘密に関するご意見をいただいておりますが、このようなご意見については参考として承ります。

27番に入らせていただきます。全国消費生活相談員協会からご意見いただいております。

す。通信の秘密との関係について、この項において、電気通信事業者に対する書きぶりについては賛成をいただいております。こちらにつきましては、本ガイドライン（案）への賛同のご意見として承ります。

28番でございます。個人の方から通信の秘密に関するご意見いただいておりますが、こちらにつきましても参考として承ります。

29番に入らせていただきます。全国消費生活相談員協会及び30番のソフトバンクから、こちらの問題となる行為について、電気通信事業者の遵守をお願いしますといったようなご意見をいただいております。

いずれも、本ガイドライン（案）への賛同のご意見として承ります。また、今後、ネットワーク中立性に関するワーキンググループを設置し、モニタリング等を行っていく予定と書かせていただいております。

31番に入ります。楽天モバイルからいただいたご意見でございます。ガイドラインによって、事業運営における予見性の向上に資すると存じますといただいております。こちらのほうは賛同のご意見として承りたいと思います。

32番、ビッグロブからご意見をいただいております。ネットワーク上の混雑回避の待機制御を実施する発動条件について、利用者にとって容易にわかりやすく説明することが困難、また、制御の基準や条件が電気通信事業者・コンテンツプロバイダ間の事業上開示不可能な情報となり得るとのご意見をいただきました。

こちらのほうにつきましては、重要性自体はご認識いただいているとの書きぶりがございましたので、賛同のご意見だと考えておりますが、もともと電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラインにおきまして、開示不可能な情報を含めて開示するのではなく、最低限理解すべき提供条件の概要を説明することがまとめられております。ご指摘の点につきましては、モニタリングの際の参考とさせていただきたいと思っております。

1ページおめくりください。33番に入ります。全国消費生活相談員協会からご意見をいただいております。ゼロレーティングサービスの対象コンテンツ等のアクセスであっても、結果として課金される場合は、カウント対象となる閲覧方法等を説明する必要があることに賛成。利用者がそういったものをわかるようにしていただきたい。介入や広告などにおいて、メリットばかりを誇張して、デメリットについての説明や表示がないことによって、利用者が誤解を生じることのないようにしていただきたい、とのご意見をいただいております。

こちらについては、本ガイドラインへの賛同のご意見として承った上で、ご指摘の点について、モニタリング等の参考にさせていただきたいと思います。

また、34番、同じく全国消費生活相談員協会からいただいているものでございます。想定外の通信量カウントにより高額請求を受ける前に、利用者自身が早期に気がつくことができるように、わかりやすい仕組みをつくっていただきたいのご意見でございます。

こちらにつきましては、ご意見ご指摘の点につきましては、本ガイドライン（案）の3に記載しておりますところですが、今後のモニタリングの際にも参考とさせていただきたいと思います。

35番でございます。個人の方からのご意見でございます。使用データ通信量にカウントされ得る例として、非公式アプリを具体例として取り上げているが、非公式アプリの利用を阻害することになり得るとのご意見でございます。いただいたご意見については参考として承ります。

36番でございます。こちら個人の方からのご意見でございます。ゼロレーティング対象サービスの通信量に基づく帯域制御の説明について、より具体的にガイドライン化すべきのご意見でございます。

こちらにつきましては、本ガイドラインにも記載しておりますとおり、ゼロレーティングサービスを提供する電気通信事業者等は新規契約等の際に、サービスの提供を受けようとする者に対して、具体的なサービス名や種類、品質、利用に関する制限等の電気通信役務の内容を説明しなければならないこととされております。いただいたご意見につきましては、今後の検討において参考とさせていただきます。

次のページに入らせていただきます。ここから、ガイドライン上「採ることが望ましい行為」としていた3の部分に入らせていただきます。

37番でございます。3つ、ポツで、ご意見をビッグロブからいただいております。一番上のポツが合理的かつ明確な基準、この公開について、そのような基準を公開すべきではないと考えているということ。2ポツ目につきましては、ゼロレーティングの対象、非ゼロレーティングを分けての通信データ量については、利用者が容易に理解できるという対応が困難というご意見。3ポツ目につきましては、ゼロレーティングを有償オプションで提供している場合という状況下で帯域制限にする配慮についてのご意見。3つをいただいております。

こちらに関しまして、我々の考え方といたしましては、いずれも当該箇所が、実施しても、

しなくても、直ちに事業法上問題となり得るとは判断されないものの、公正な競争の促進や利用者利益の保護等の事業法の目的に鑑み、電気通信事業者がとることが推奨される行為として、例示をさせていただいたものでございます。ご指摘の点につきましては、モニタリング等の参考とさせていただきますとさせていただきます。また、この基準につきましては、13番でも考え方を示しているものでございます。

次の38番に移らせていただきます。ジュピターテレコムからご意見をいただいております。今回のガイドライン策定によって、電気通信事業法等との関係が整理され、通信事業者が不安なくサービス提供が可能となるものという評価と、ゼロレーティングサービスの対象コンテンツ等の使用データ通信量を利用者ごとに情報を提供することが望ましいとされている点について、これを義務づけることは必ずしも適切ではない。MVNOの普及状況等も見ながら慎重に判断されることを希望、といったご意見をいただいております。

こちらにつきましては、本ガイドラインへの賛同のご意見として承りますが、いただいたご意見につきましては、今後の検討において参考とさせていただきたいと思っております。

次のページをおめくりください。39番と40番でございます。NTTドコモとKDDIからいただきました。本文のほうに、「一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者は以下のような行為をとることが特に求められる」との表現をしておりますが、この表現に関して変更すべきだというご意見でございます。

こちらのご意見に関しましては、当該箇所は、実施してなくても、直ちに事業法上問題となり得るとは判断されないものの、公正な競争の促進や利用者利益の保護等の事業法の目的に鑑み、電気通信事業者がとることが推奨される行為でございます。一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者がこのような行為をとる場合には、市場における競争や消費者の選択により大きな影響を与えられられることから、特に求められるものとしたものでございます、という考え方の説明をさせていただきます。

41番、42番でございます。NTTドコモと個人の方からご意見をいただいております。上限データ通信量の超過後に、一律に通信速度制限を実施するかどうかという点について、ご意見でございます。いただいたご意見については、今後の検討において参考とさせていただきます。これも改めて申し上げますと、当該箇所は、実施してなくても直ちに事業法上問題となり得るとは判断されないものの、公正な競争の促進や利用者利益の保護等の事業法の目的に鑑み、電気通信事業者がとることが推奨される行為として例示をしたというものでございます。

43番に入らせていただきます。全国消費生活相談員協会からご意見をいただいたものでございます。電気通信事業者が青少年にゼロレーティングサービスを提供する場合には、利用時間管理等のサービスを積極的に進めていただきたい。また、高齢者等に対して、適合性に配慮した上で勧誘いただくことを望みます、といったご意見でございます。

ご指摘の点につきましては、電気通信事業者が青少年にゼロレーティングサービスを提供する場合には、利用時間管理等のサービスの利用の推奨などを行っていただくこと、こういったことが望ましいとガイドライン上記載をしております。

また、消費者保護ルールに関するガイドラインに基づき、電気通信事業者は、高齢者等の勧誘に当たっては、適合性の原則の趣旨を踏まえ、利用者がその利用実態等に対応した料金プランを選択できるよう適切な説明を行うことが求められる旨、記載をさせていただきました。

44番に入らせていただきます。ソフトバンクからいただいたご意見でございます。全般に関しましては、バランスのとれた制度運用を要望しますというご意見でございます。いただいたご意見は、今後の検討において参考させていただきます。また、モニタリング等の参考とさせていただきます。

45番でございます。KDDIからいただいたご意見でございます。こちらのほう、合理的かつ明確なコンテンツの選定基準の公開につきまして、そのような選定基準の公開まで求めるのは適当ではないとのご意見でございます。

こちらのほう、前の部分でも書かせていただいているものではございますが、選定基準を公開することにより、不当な差別的取扱いが行われる可能性が低くなることから、選定基準を公開することが望ましいと考えておりますと記載をさせていただいております。

46番でございます。こちらはKDDIからいただいたものでございます。上限データ通信量超過後にゼロレーティング対象コンテンツが通信速度制限の適用対象となることについて、適切ではない。そして、そういったものに関する法の適用関係についてご意見がありました。

こちらのほうにつきましては、これまで述べさせていただいたとおり、当該箇所は例示でございますが、ご意見を踏まえて、通信速度制限や帯域制御等に関する3つの例示について、どのような観点から行われるものかを追記いたしました。

1ページおめくりください。47番でございます。個人の方からご意見をいただいたものです。23ページから24ページの電気通信事業者がとることが望ましい行為については、

望ましいというレベルより、強制度の高い、あるいは罰則ありの記述にすることができないかご検討いただきたいというご意見でございました。いただいたご意見につきましては、今後の検討において参考とさせていただきます。

48番に入らせていただきます。KDDIからいただいたご意見でございます。ガイドラインに関する随時検証、適宜、適切な見直しを図ることが必要とのご意見でございます。こちらにつきましても、前に述べさせていただいたとおり、本ガイドラインにも記載のとおり、総務省においては、今後の市場環境の変化等を踏まえ、適宜機動的に見直す予定としております。

その後、49番、50番、51番、ソフトバンク及び個人の方からいただいたものでございます。モニタリングの調査に当たっては、事業者に対し過度な負担とならないよう配慮のほうをお願いしますという意見。また、情報や通信の品質の報告を受ける制度、定期的に通信品質を公開するような仕組みをつくってほしいというご意見。事業者に対して、消費者が期待する通信品質を満たすための投資をされることが期待される。また、通信料などが投資に利用されているのか確認をいただくような仕組みがあるとよいのではというご意見でございます。こういったご意見につきましては、今後の検討において参考とさせていただきますと思います。

次のページをおめくりください。21ページ、52番、53番、54番、55番でございます。こちらのほうは、ガイドライン（案）等に関しまして、さまざまなご意見をいただいております。いずれも、ご意見については参考として承りたいと思います。

こちらのほうが意見募集結果の概要でございます。これを踏まえまして、ガイドライン（案）のほうを修正しておりますので、資料7-2をごらんください。こちらのほう、簡単にガイドラインの修正趣旨とともにご説明をさせていただきます。

まずは2ページをごらんください。こちら、上部、タイトルから変わっておりますが、「本指針」としていたところを「本ガイドライン」と変えております。これは、もともと中立性研究会の中間報告書では、指針という言葉、「解釈指針」という言葉を使っておりましたが、このガイドラインは、名前自体が「ガイドライン」ということにさせていただいておりますので、特別な意図をもって使っているところ以外につきましては、ガイドラインという名称に全て変えさせていただきます。

次は、6ページをごらんください。上の段落でございます。MNO、MVNO間の競争促進の観点から、先ほど意見募集のほうでもご意見がありましたけれども、その点、趣旨を明

確化するために、この部分、「MNOやMNOの特定関係法人であるMVNO」という文をつけさせていただきました。

下の部分に入ります。「帯域制御等」とさせていただいている部分でございますが、この部分は、スロットリングと不可逆圧縮、両方を踏まえて、文言を「帯域制御等」という形に修正をさせていただいております。こちらも固有名詞以外につきましては、以降「帯域制御等」とさせていただいております。

次のページをおめくりください。真ん中でございます。品質に関して、意見募集の際に、ご意見いただいたものでございますので、品質の低下の例を述べさせていただいております。こちらは品質の低下で、括弧で「動画や静止画の画質の低下等」というものでございまして、このほかにも、例えば音質の低下とか、そういったようなものも含み得るものでございます。

9ページをおめくりください。9ページ真ん中の部分、料金プランの内容のあとに括弧をつけさせていただきました。もともと、ちょっとこの部分というのは、広く内容について、この部分で見ることにはしていたんですけれども、例えば、オプション料金などで、追加料金のような形でゼロレーティングサービスの提供を行っている場合というのも、もちろん考慮するものでございますという旨を明確にするために、改めて書かせていただいたものでございます。

2ページをおめくりください。11ページでございます。こちらのほう、①の1段落目で、調査を行うことがあるとさせていただいております。第2段落で、調査を行った後の考え方について記載をしておるものでございますので、この部分、趣旨を明確化するために、修正をしたものでございます。

その後、ちょっと飛んでしましまして、23ページでございます。こちらにつきまして、23ページ、下の2つのポツ及び24ページの1つ目のポツでございますが、こちらのほう、意見募集の結果を踏まえまして、例示の趣旨を明確化するために、この部分をつけ加えさせていただきました。これが主に今回、12月の時点から修正した部分でございます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。この意見募集についても、非常に丁寧に18件の意見募集、ご説明いただいて、それをできるかぎりガイドラインに反映したものを改訂案として、今、皆様方のお手元に案としてご提示をさせていただいたものでございます。

本日、この案に関して、意見交換をさせていただければというふうに思っておりますので、

閣下のご意見いただければと思いますが、どなた様からでもご意見、あるいは、さらなるご質問があれば、いただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、森先生、お願いいたします。

【森構成員】 ご説明ありがとうございました。私も、今、ご説明いただいたような答えで基本的に結構かと思えます。ちょっと細かいことをお伺いしますが、資料7-1の意見募集のほうの24番です。13ページです。

この当該例示というのは、これはガイドラインでいうところの13ページの例示なんですけれども、たまたま同じページ数なんですけど、ご意見としては、「電気通信事業者が自己と同様のゼロレーティングサービスを提供する競争事業者を排除または弱体化させるために、適正なコストを著しく下回るような消費者向け料金を設定すること」とありまして、ご意見としては、それはMMOとMVNOの関係の話じゃないんじゃないか、全ての電気通信事業者間における問題なのではないかという指摘がありまして、読めば、そうかなという気もしまして、特に、この例示のほうは「電気通信事業者が」というふうになっていて、別にMNOがとかそういう話にはなっていないのでした。なので、ご説明のほうのMNOとMVNOの関係を踏まえたものであるというふうに回答していただいているんですけど、ちょっとそのご趣旨を教えてくださいいいですか。

これは特にMNOがやりそうだとか、そういうことであれば、また話は違う、確かにご回答のとおりだなと思うんですけども、そのあたりを教えてくださいお願いします。

【山路データ通信課長】 森先生がおっしゃられたとおり、主に想定されるのは、MNOです。こちらのガイドラインの5ページに、MNOとMVNOの競争の促進というところで、MNOとMVNOの地位というか、関係性を踏まえて、MNOによるMVNOの新しいサービスを阻害するようなことが行われるんじゃないかというもとの想定がございまして、そういうものも念頭に行われる行為について問題となるものを書かせていただいております。想定しているのはMNOですけれども、あえて13ページでは、「MNOが」というふう限定しないで、もしかしたら、大手のMVNOによるが何らかの行為の可能性もございまして、「電気通信事業者が」と書かせていただいております。

以上です。

【森構成員】 わかりました。ありがとうございました。

【大橋主査】 よろしいですか。ほかいいですか。じゃあ、実積先生、お願いします。

【実績構成員】 実績です。非常に丁寧にまとめていただいて。あと、パブコメに対してもきっちり回答されていて、非常に喜ばしいと思います。全般的な問題というか、そういうところはないんですけれども、今回のパブコメで、電気通信事業者のほうから、電気通信事業者がとることが望ましい行為という3節というか、のところに関して、当初懸念していたというか、直接に電気通信事業法、問題にはならないんだけどというのを書いているにもかかわらず、問題になると困るなというふうなニュアンスで質問が来ているということが、少し懸念されるところです。

その点に関しては、何回もきちんと回答されておられるので、それで変えろという話じゃないんですけれども、おそらく、今回のパブコメに気づいていなかったというか、きちっと読んでいない人、あるいは、今後、この分野に参入してこようとする新しい事業者にとっては、3番というのは、そういうふうに読み違えるというか、オーバーステップして読む可能性が出てくるんだと思うので、今後、運用に当たって、少しリマインドするというか、下線をつけてあげるとか、そういうふうなことが必要なのかなという感じがしました。

おそらく、今後、データ課のほうで外でプレゼンとかをされるときに、スライドをつくられると思うんですけれども、その趣旨というか、こちらが2節までの数に、わざわざ3節置いた趣旨というのをきちんとわかるように強調してあげるのが丁寧かなというふうな感じがしております。

例示がいろいろ出て、あと、本文にも例示が出ているところ、例示ではなくて、それは必ずやるんだというふうに読んでいるかのような質問が出てきている。特に出てきているのが、いわゆるドコモさんとかKDDIさんとか、中身をよく知っている、毎回ここに傍聴されていた人から出ているというのは、少し気になるところで、そこはそうじゃないんだということをきちんと言っていただければなというふうに思います。これが1点目です。

もう1つは、帯域制御という言葉に関してコメントが出ていて、それに関しては、今回の帯域制御というのは、いわゆる帯域制御だけじゃなくて、それ以外も含むんだということで、本文中は帯域制御という言葉、「帯域制御等」という形で、少し広げる形をつくっておられる。それによって、このガイドライン上は対処されておられるというのは非常にわかるんですけれども、このことによって、ほかに出している文書というか、このワーキングでも議論されましたけど、例えば、JAIPAさんがつくっておられるパケット制限のガイドラインに使っている「帯域制御」とか、あるいは、ネット中立性の親会というか、去年出した中間報告のときに使った「帯域制御」という言葉と定義が違ってきているということで、少し誤

解を招く可能性があるかなというのは、懸念するところでございます。

今回のガイドラインというのは、諸外国と比べて、かなり野心的というか、私としては非常に望ましい方向に一步ステップ踏み出していただいたなと思うので、おそらく、海外からの問い合わせというか、説明してくれとお願いされる機会があると思うんですけども、そのときに、「帯域制御等」という言葉をどういうふうに説明して、ありていに言えば、どういう言葉を当てていくのかということのところというのは、少し、今後、検討されたほうがいいのかというふうに思います。「帯域制御等」という言葉を使っていいのかどうか。少し、新しい言葉をつくるということ、今後考えてもいいんじゃないかなというのが思います。これは2点目です。

3点目は、モニタリングの問題ですよというのは、パブコメの回答にかなり出てきているので、将来の話になるんですけども、モニタリングの結果に関しても、きちんとした会議で検討されるということだというふうに理解しておりますが、ぜひ、外部の第三者の事後的な検証を可能にするように、できる限りデータに関してオープンにしていく方向にしていただければと、これは希望になります。

以上になります。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。今のはご意見ということで承ったという……。もし、あれば。

【山路データ通信課長】 ありがとうございます。

1点目の「とることが望ましい行為」というのは、まさに、23ページの一番最初のところにも書いておりますけれども、「直ちに事業法上問題となり得るとは判断されないもの」というふうに、しっかり書かせていただいております。今後も、我々、誤解のないように、しっかり対外的にも説明していきたいというふうに考えております。

2点目の「帯域制御等」ということで、最適制御みたいなものを、帯域制御の中に入れて書いていいのかどうかというのは、今回のご意見も踏まえて、ちょっと修正したところでございます。最適制御とか不可逆圧縮のところも、スロットリングというような手法で行われるものと、そうじゃない手法で行われるものがあるんじゃないかと考えまして、我々は「等」ということで分けて、別出しにしたわけですが、今後、英訳をしたりとか、対外的に説明していくときには、誤解のないようにしっかり説明していきたいと思います。またご相談をさせていただければと思います。

モニタリングに関しましては、事業者の方々からも過度な負担にならないようとか、基準

の公開についてもなかなか難しいとか、営業秘密的なものもあるといったご指摘も来ております。ただ、我々としては、しっかり現状を把握して、問題がないかを把握していきたいと思っております。どこまでオープンにできるか。総務省及びモニタリングするワーキンググループの中だけで見る部分というのもいろいろあるかと思っておりますので、その辺もよく考えて、しっかりやっていきたいと思っております。

【大橋主査】 よろしいですか。

【実積構成員】 はい。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、中尾先生、お願いします。

【中尾構成員】 中尾です。まず、おおむねパブコメは賛同意見が多くて、これで終息に向かいそうで、ちょっと一息というところです。まず、出発点となるこの第1版が出たということで、今後、改定もあると思っておりますけれども、その意義というのは非常に大きいと思っています。

その上で、2つ、ちょっとコメントというか、心配事というか、ありまして、一部は事務局にご対応いただける話かなと思うのですが、パブコメを見ていると、結局、こういう新しいゼロレーティングというサービスは、利用者の声をきちんと捕まえる必要があると強く私は思っています。そういう意味でいいますと、パブコメでは、例えば27番、33番、34番、ゼロレーティングをやるならちゃんとやろうという声があるわけですね。この辺の話は、柿沼委員が代表しての声と思うのですが、27、それから33というのと34というのは、お金がかかるときは、きちんと説明がないと嫌だよと。これは当然の話だと思っておりますよ。

あと、今日、ご説明があったとおり、参考資料の7-1の3番を見ると、やっぱり、私が一番心配している、このカウント容量について、日々カウント数が確認できるような仕組みを構築してほしいと。これは、サービスを受ける者にとっては、課金が、自分が何に対して対価を払っているのかということを示すというのは、これは当然のサービスの基本だと思うのです。こういった意見がパブコメで出された。ユーザーからこういう意見が出されているということは、これはきちんと、今後、ガイドラインだけじゃなくて、明記をしていただきたいなというのが私の希望です。

それに対して、ちょっと残念というか、37、38、資料7-1に戻りますけれども、これは特に個別の会社を批判する意図は全くないので、やはり、ここにサービスを提供する側とユーザー側には乖離があって、通信データ量、何が課金されて、何が課金され

ないか、これは表示が難しいというのであれば、ゼロレーティングサービスはちゃんとはできないんですねという話になるわけです。先ほど実積先生からも「望ましい行為」というのがありましたけれども、第1版では、これは望ましいこと、先ほど山路課長からも、きちんとしましょうということはちゃんと書かれているのですけれども、やっぱり、ここにサービス提供者とサービスを楽しむ側と乖離がある。

これは非常に重要で、料金に関しては、これはサービスに対する対価を払っているユーザーの声というのは、これはきちんと、我々は、ちゃんと見ていかないといけないので、困難だという意見、賛同されていますので、このまま行くと思いますが、困難であるんだったら、ちゃんと技術的にこれを解決するように業界が動いていかないと、これは最終的には、あやふやなままサービスが行われるという事態になりますので、これは業界全体にとってよくないことだと私は大変に危惧をしています。大きく言えば、ユーザーの声をちゃんと聞いて、法的にも技術的にも、ちゃんと進めていくべきだという将来の方向性を我々がここで確認をしたいというのがあります。

それから2つ目ですが、今日は、委員の方はあまりおっしゃられていないように思いますが、やっぱりコンテンツに対しての、コンテンツ事業者が通信事業者に対して優位な立場になる可能性というのは、これはこれまでの議論で、かなり懸念として示されてきたわけなんですよね。これに関して、やっぱり、今後きちんとウォッチをしていかないといけないということは、これはもう第1版ができたわけですから、ガイドラインにもきちんと書かれていますけれども、例えば、あるコンテンツに関しては情報が提供されたためにゼロレーティングが可能になっている。それが例えば金銭の授受だとか、そういうことに発展して、コンテンツ事業者が通信のあり方に対して、優位的な立場で、いろいろな指図をしたりとか、そういうこと、これは以前のNetflixのヒアリングのときに、コンテンツ事業者のご意見が、かなり通信事業者に対して優位的な発言も聞こえたときもありましたので、そういうことでいいですと、この観点、ここが今後も、かなりウォッチをしていく必要がある。

総じて、今回のこのガイドラインができたことに関しては、非常に望ましいことだということがあるんですが、ここから、我々がここまで議論してきたことというのを忘れないように、私は今の特に2つの点を懸念しておりますので、ここから議論を発展させていければいいなと思います。

以上です。

【大橋主査】 大変貴重なご指摘ありがとうございました。よろしいですか。ございます

か。よろしく申し上げます。

【山路データ通信課長】 まず、ご意見ありがとうございます。我々もいろいろなことができないと、ゼロレーティングサービスを全く提供できないということではなく、まず少しずつ始めることができるような、柔軟に、適切な形でやっていただけるようにということで、今回、このガイドラインを、先生方にご意見いただきながら、取りまとめをしてきたところでございます。

これまでのワーキンググループでも議論がございましたけれども、最初からだめということではなく、まず、その望ましい行為とか、だめな行為というのをつくった上で、また、環境の変化にあわせて、それを厳しくしていったり、緩和していったりということがあるんじゃないかということで、適宜、適切にこのガイドラインを見直していきたい。環境の変化を見ながら。そういう意識で考えておりました、今後もしっかりモニタリングをやっていきたいと思っております。

コンテンツ事業者と通信事業者との関係についても、この中でもしっかり注視していくということ、6ページにも書かせていただいておりますように、こちらもしっかりモニタリングをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、林先生、お願いします。

【林構成員】 たいへん丁寧におとりまとめをいただきありがとうございます。ぜひこれでスタートできればと思うのですが、今回パブコメを拝見しますと、いくつか懸念がございますので、事務局におうかがいしたいのですが、まず、11頁の一定規模以上の事業者に対する云々のところですが、いくつか事業者から懸念が示されたようですが、今回、パブコメ意見を拝見しておりますと、一定規模の事業者がゼロレを行う場合は、仮に業務改善命令の対象となるような行為が疑われないような場合であっても、なにか総務省の裁量で、すべからず事細かなデータ等の提出を求めることが可能となる、といった過度な心配をされているように読めたのですが、ガイドラインは決してそのようなことを目指しているわけではない、ということについて確認させていただければ幸いです。

次に23頁のところ、柱書では、一定規模の事業者に限定して、望ましい行為として書かれてあり、それを踏まえて中黒のところでは、今回付け加わったところでもございますが、事業法6条の「利用の公平」を根拠とするということが強調されますと、6条は、すべての電気通信事業者に対するものであるため、その二つの関係についてどう整合的に理解した

ら良いのか、疑問がでるおそれがありますので、柱書の一定規模の事業者に限定した部分は、「あくまで特に求められる」というだけであって、6条の趣旨から言うと、あくまで全事業者に向けられた望ましい行為ですよ、ということは、そこも誤解のないように、ガイドラインの説明会のなかで、あるいは運用の中で、御理解を得る努力をお願いできれば幸いです。

以上です。

【大橋主査】 よろしいですか。

【山路データ通信課長】 まず、1点目のところで、今後、モニタリングしていくに当たって、データをどういうふうに集めていったりするかということに関しましては、26ページのほうに書かせていただいております。26ページの(4)のところで、ワーキンググループを設置し、遵守状況のモニタリングを行う。電気通信事業者の協力のもと、ヒアリングやアンケートを活用するほか、必要に応じて報告、聴取等を実施するというふうにした上で、下の脚注の21のところで、必要に応じて報告規則等を改正すると。例えばということで、一定規模以上の利用者を有する事業者に対し、こういうものを報告を求めることを検討するというので、これは今後ちょっと考えていきたいというふうに思っております。

今回のパブリックコメントに対する意見でも、できるだけ過度な負担にならないようなというようなご意見もあれば、基本的には、一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者に限らず、全事業者やったほうがいいんじゃないかというようなご意見もありますので、今後、協力ベースで、いろいろモニタリングをしていく中で、どうしていくのがより望ましいかというのを考えていこうと思っております。

続きまして、2点目のほうで、23ページの「とることが望ましい行為」ということと、「特に求められる」というところがございます。基本的には、この3番目の望ましい行為については、全事業者を対象に、こういうことやっていただきたいというところがございますが、特に一定規模以上の利用者を有する事業者の場合は、競争であったり、消費者の利益に与える影響は大きいだろうということで、特に強く求めたいというところを書かせていただいております。

そういう意味では、ここに、今回、事業法6条の規定の遵守を図る観点からというところで書かせていただいたものについても、全業者にやっていただきたいけれども、特に規模の大きい事業者はより求められる、より推奨されるというようなことで、書かせていただいているものでございます。

今後、我々としても、しっかり説明をしていきたいと思います。

【林構成員】 ありがとうございます。ぜひお願いします。

【大橋主査】 ありがとうございます。じゃあ、もう1点。森先生、お願いします。

【森構成員】 すいません。一度、既に発言いたしました。今、先生方から、いずれも重要なご指摘をいただきましたけれども、中でも、中尾先生の2番目の点、コンテンツ事業者間の競争に与える影響については、これはここでもほんとうにいろいろなお話が出ましたし、やっぱりネットワーク中立性というものが担っている、この現時点で担っている重要な役割だと思いますので、それについては、モニタリングを通じて、今後、ルール形成まで含めて、広い意味での再検討がなされるべきだということをつけ加えておきます。

【大橋主査】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

【中尾構成員】 さっき山路課長から、私から申し上げた1点目について、特にパブコメに関しては、これは一般ユーザーとそれから事業者と、我々のような人が見て、パブコメをしているわけなんですけれども、あまりゼロレーティングに関して詳しくないというか、あまり、サービスは享受しているんだけど、こういうガイドラインができていくということをご存じない方はたくさんいらっしゃると思うんですね。ただ、一般ユーザーに聞いてみると、やっぱりこれに関してはこう思うという意見というのは結構多いはずで、それを代表して、消費者を代表した柿沼委員が意見を出されているわけなんです。でも、本当は、一般ユーザーがどう思っているかというのをすくい上げる仕組みが必要で、例えば、一般ユーザーの方にアプローチして、これに関して、ガイドラインはどう思うかとか、平易な言葉で説明をして理解を得るとい、そういった努力というのはできないものかなというのがありまして。

私は、先ほど、例えばこのパブコメの中でユーザーに関する部分は抜き出して、どこかに明記したほうがいいのではないかと申し上げたんですが、それと同じことが何かできないかなというのが、もう一步踏み込んで申し上げたかった点になります。

あと、技術的には、いろいろ申し上げたいことはあるんですが、ちょっと本論から外れるので、これだけにしておきます。

【大橋主査】 今後の周知の取り組みというところのご指摘だと思いますけれども。

【山路データ通信課長】 確かに先生がおっしゃるとおり、ユーザーの声を聞いてみて、ユーザーにどういった影響を与えているのか、望ましい点、望ましくない点、どういうところが起きているかというのを、我々としても把握する必要があるかなというふうに思ってお

りまして、モニタリングを今後していく中で、例えばアンケートをしてみるとか、そういったこともちょっと考えていきたいというふうに思います。

【大橋主査】 よろしいですか。技術的なところは、また今後も議論していくということで。ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

【柿沼構成員】 取りまとめいただいてありがとうございました。

まず、1つ目はモニタリングについてなんですけども、困難であると事業者様のほうからいろいろご指摘いただいているんですが、やはり消費者の声を吸い上げていただきたいという希望がございますので、モニタリングについては実施をしていただきたいと思いません。

特に、このページでいうと、実際に、ゼロレーティングと関連しているかという、ちょっと違う部分もあるかもしれないんですが、19ページの46番の部分と、それから、43番のこちらの協会のほうから出させていただいた部分についても、モニタリングを通して、ご検討いただければなと思います。

私が、実際、消費生活センターで相談業務を行っている中で、やはり価格が安いというのが希望される消費者というのが当然だと思います。その中で、高齢者が巻き込まれて、料金が安いからということで契約をしたんだけど、実際には全く利用をする必要がなかったというような消費者の方もいらっしゃいますので、その部分についても、ゼロレーティングとは実際には関係するところではないかと思うんですが、モニタリングの必要性を感じております。よろしく願いいたします。

【大橋主査】 そのところは引き続きしっかりやっていくということで、進めてまいれるかなというふうに思います。一わたりご意見はいただきましたけれども、もしこの機会にということでございましたら、ぜひと思いますが、どうでしょうか。

【実績構成員】 ぜひにということなので、1点だけちょっとお伺いしたいんですけど、もちろん、3節のところ、望ましい行為なのでというところをわかって上で話したんですけど、一部の意見の中で、既にそういうサービスを提供しているんだけど、それを変えなきゃいけないんじゃないかという議論が出てきているんですけども、その当たりに対しては、今後、どういうふうな対応をされていくのか。要は、やめろという話になるのか、今のものに関しては、とりあえず、そこは様子を見て、続けても構わない、あるいは、次の見直しまで構わない。そこをどういうふう考えていかれるんでしょうか。

お答えにくいということであれば、それで結構です。

【山路データ通信課長】 今、提供されているサービスがどういうものかによるかと思えます。このガイドライン上、事業法上問題となり得るようなものとしてやられている場合は、できるだけ早急に改善していただいたほうがいいのかというふうに思います。望ましいというところにつきましては、この趣旨を踏まえて、それなりのタイミングでちゃんとやっていただきたいというのが我々の思いだという、ちょっとあの歯切れのご説明で恐縮ですが。

【大橋主査】 ありがとうございます。よろしいですか。できる限りのことというところで、そのラインだということで、ご理解いただければと思います。ありがとうございます。

振り返ると、昨年7月から、このワーキングを進めさせていただいて、今回で、一応、この(案)がとれば、これでガイドラインということで、一区切りということになります。

この間、そもそもゼロレーティング、消費者の利便性に資するサービスならば、普及していけばいいじゃないかというふうなところを踏まえつつ、他方で、いろいろ検証してみると、そうばかりとも言えないというところというのは、実績先生もアンケート調査とか、海外の事例とか、いろいろな、この場でもご紹介いただきましたし、あるいは、中尾先生からも情報開示、特に課金に係る透明性のところについては、技術的なところも含めてご紹介いただきました。そういうふうなところで考えると、ヒアリングも含めて考えると、囲い込みの問題であるとか、あるいは、先ほどあったコンテンツと通信事業者、あるいは、通信事業者間のある種の差別的な取り扱いのようなものも懸念としてあるんじゃないかというふうな、いろいろのご指摘をいただいて、今回、こうした形でガイドラインとして作成できたのは、私としても大変勉強になったし、また、こういう形で、総務省の事務方にも、法律の枠はありつつも、望ましい行為として示していただいたというのは、大変大きかったなというふうに思っています。

大変拙い議事進行で恐縮でしたけれども、座長として、ひとしきり務めさせていただいた御礼として、ご挨拶とかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

また、総務省からもご挨拶をいただけるということで、谷脇総務審議官よりご挨拶いただければと思います。よろしくお願いします。

【谷脇総合通信基盤局長】 ありがとうございます。このネット中立性の議論でございませけれども、私も担当課長のとき、十数年前ですけれども、ネット中立性の懇談会というものをやらせていただきました。その際には、どちらかという、上位ティアのISPと下位ティアのISPとの間でどういうふうな公平性を確保していくのかということが中心だったわけですが、このワーキンググループで取り上げていただきましたよう

に、例えば、MNO間の水平的な公平性みたいな話と、それから、MNOとMVNO、あるいは、通信事業者とコンテンツ事業者、プラットフォーム事業者といった垂直的な公平性の話と、両方が含まれている話にやっぱり大分変わってきているんだろうなという思いがございませう。

それと、もう1つは、やはり消費者の保護をどう考えるか。今日もご議論がありましたけれども、ここが最終的には一番大事なポイントでございませう。今日もお配りしておりますけれども、参考資料7-2で消費者保護ルールのガイドライン、こちらのほうも、今回のこのネット中立性の議論を踏まえて、一部、中立性の観点から見た場合の消費者保護というものも盛り込ませていただくということでございませうので、公正競争という局面、観点と、情報提供を含む消費者保護という2つの観点から、引き続き、このネット中立性の議論をやっていく必要があるだろうというふうに思っております。

私どもは、このガイドラインを速やかに公表させていただいて、早速、ネットワーク中立性の議論をモニタリングをしていくということで進めていきたいと思っておりますし、その際には、やっぱりオープン性を確保していくということが極めて重要だと思っております。

やはり競争環境もどんどん変わっていくと思っております。例えば、5Gがこれから出てくる中で、アンリミテッドのプランがどれくらいの比重を占めるようになっていくのかとか、それから、逆に、今度は、3Gが終わっていく中で、今までスマートフォンを使っておられなかった方がスマートフォンをお使いになる中で、消費者保護から見て、どういう点に留意しないといけないか。こういった点も重要になってくるんだろうというふうに思っております。

それから、もう1つは国際的な議論の整合性ということも重要でございませうして、私どもも、今回、ご議論いただいて出てきたアウトカムというものを、OECDであったり、いろいろなところで、2国間の定期協議ですとか、こういったところにどんどん投げ込んでいって、いろいろなコンセンサスづくりを進めていきたいというふうに考えているところでございませう。

今日、おまとめいただきましたガイドラインでございませうけれども、一区切りではございませうが、ある意味スタートラインだということも言えようかと思っておりますので、今後とも、さまざまな観点でご協力をいただければありがたいと思っております。

まことにありがとうございます。

【大橋主査】 どうもご挨拶ありがとうございます。もし、事務局より連絡事項があれば、お願いをいたします。

【細野データ通信課課長補佐】 事務局でございます。本日もご議論いただき、どうもありがとうございました。

ガイドラインにつきましては、主査とご相談させていただいた上で、近く公表をさせていただきたいと思います。また、本ワーキンググループの運営に当たりまして、主査や構成員の皆様から多大なご協力を賜りましたこと、改めて感謝申し上げます。

以上でございます。

【大橋主査】 それでは、本日は、これにてワーキンググループ閉会とさせていただきます。お忙しいところ、ご参集いただき、ありがとうございました。

以上